外注化阻止ニュース 第５６０号

〔発行日〕２０２１年１２月１５日
〔発　行〕動労千葉を支援する会
千葉市中央区要町２－８ＤＣ会館
http://www.geocities.jp/dorosien28

ＪＲの業務外注化と非正規雇用化に反対するニュースです。感想や意見、現場の情報をお寄せ下さい。dc-info@deluxe.ocn.ne.jp

住宅手当、すぐに改善を

動労千葉 団体交渉でＣＴＳに要求

動労千葉は、11月26日の団体交渉でＣＴＳ（ＪＲ千葉鉄道サービス）の住宅手当の問題を取り上げ、早急な改善を求めました。

〈団体交渉でのやりとり〉

組合　住宅手当を支給している人数は？
会社　15から16人。
組合　支給要件が狭い。上限１万５０００円も少なすぎる。見直す考えは？
会社　それはある。新設当初は会社の体力もあり対象を広げすぎないように考えた。今のままで良いとは思っていない。

しかし、住宅手当の新設当時の団体交渉（昨年３月）でも、会社は以下のように回答していました。

会社　とようやく一方踏み出したところ。改善の余地はあると考えている。実際に応募状況を見て、意見を聞いて見直しをしていく。

ＣＴＳは、他の都県からも運転車両のプロパー社員を募集しておきながら社宅や寮を整備せず、住宅手当も低額のままです。運転車両のプロパー社員（50数人）に限って見ても、支給されているのは３分の１以下の15～16人です。

住宅手当が出ない（あるいは低額）のため、かなりの長距離でも実家から通勤し、自立して生活することが困難な社員も多い状況です。

しかも、入社後に新たに賃貸住宅を借りた社員は住宅手当が出ません。限度額１万５０００円も低すぎです。賃貸住宅に住んでいる者には例外なく支給すべきであり、金額もＪＲ並みに上限３万円に引き上げるべきです。

契約社員・パートにも拡大を

また「新規採用または異動時に新たに賃貸契約」が支給条件となっており、契約社員として入社し、その後に社員登用された清掃の社員は支給から排除されています。

さらに「同一労働同一賃金」が昨年４月から実施されたのに、「原則、社員のみ」の支給要件は時代に逆行しています。非正規差別の規定です。

多くの契約・パート社員は無期雇用に転換しています。けっして〈一時的・臨時的〉な働き方ではありません。正規・非正規雇用にかかわりなく住居費はかかります。

職場から声を上げ、住宅手当を始めとする労働条件の抜本的な改善をかちとろう！